

紀の川市 在宅医療・介護連携推進事業
地域ネットワーク（FINE-LINK PLUS）運用ルール

1. 今まで電話、メール、FAX等で情報伝達・情報共有していた情報等で、FINE-LINK PLUSが活用可能な場合は優先して利用する。ただし、緊急を要する事項については、今までどおり電話を併用する。
【活用の事例（予定）】
 - ① 高齢介護課からの会議・研修・説明会の案内、厚生労働省等国および県からの通知等情報提供の案内等
 - ② 事業所から地域包括支援センターに対する問い合わせ、情報伝達・情報共有等
 - ③ 事業所から高齢介護課に対する問い合わせ（例：審査会日程や住宅改修給付残高等の確認、各基準や報酬（加算）についての質問等）
 - ④ 事業所間の情報伝達・情報共有等（ケアプランや給付実績等の收受、サービス担当者会議の日程調整、開催・参加等）
2. 個人情報の取り扱いについて、これまでの電話、メール、FAX等同様情報伝達・情報共有していた、サービスの必要な範囲内で活用し、誓約書内容、関係法令等を遵守して行うこと。
3. FINE-LINK PLUSを利用できる端末は、使用者が所属する法人・事業所等が所有するパソコン、タブレット、スマートフォンを原則とする。
ただし、使用者の私用端末の利用について、その旨を紀の川市に申告し（別紙誓約書②を提出）了承を得たうえで、厳重な注意を払い、法人管理の元で利用することは可能とする。
4. 注意事項
 - ① 取得した専用アカウントは同一の法人内や事業所内での管理を徹底し使用すること。
 - ② 異動や入退職の関係等で担当が変更の場合は、利用にあたる引継ぎ等を徹底し、都度のパスワード変更や定期的なパスワード変更を行い、アカウント管理を徹底すること。
 - ③ 法人や事業所の廃業等や個別登録での異動や退職等によりアカウント登録が不要になった場合は速やかに登録抹消の申告をFINE-LINK PLUS事務局行うこと。
 - ④ メール、FAX等と同様で、人的要因でのミスや端末紛失等により情報漏洩が生じた場合は、各法人側の責任とする。
5. 取り扱う情報は、原則ネットワーク構築内のFINE-LINK PLUS専用アカウント登録間での活用に限る。
6. ネットワークの利用は、各事業所および高齢介護課・地域包括支援センターの業務稼働日、業務時間内での運用に努めること。また、1日1回以上の着信確認や内容確認を行うこと。
7. 当ネットワークは、地域連携推進の向上や活性化を目的としているため、定期的に関催する地域活性化サポート研修への積極的な参加を行い、利用方法の不明点等が生じた場合は、FINE-LINK PLUS事務局に積極的な問い合わせを行う。